

## 8. 届出制度

立地適正化計画の区域（都市計画区域）において、以下の行為を行おうとする場合、着手又は旧廃止の30日前までに市長への届出が必要となります。（都市再生特別措置法第88条、第108条）

**要** …届出が必要な行為

**不要** …届出を要しない行為

### ○住宅開発等に関する届出

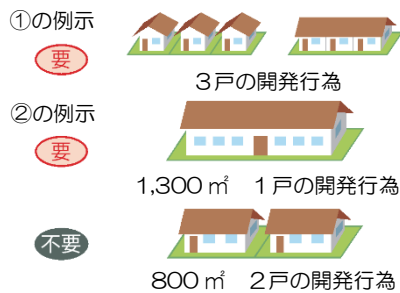
【目的】 居住誘導区域外における住宅開発等の動きを把握

【対象行為】 居住誘導区域外の区域で、下に示す行為

#### 開発行為

- ① 3戸以上の住宅の建築目的の開発行為
- ② 1戸又は2戸の住宅の建築目的の開発行為で、その規模が1,000㎡以上のもの

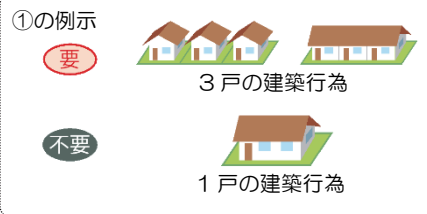
例



#### 建築等行為

- ① 3戸以上の住宅を新築しようとする場合
- ② 建築物を改築し、又は建築物の用途を変更して3戸以上の住宅とする場合

例



### ○誘導施設の整備に関する届出

【目的】 都市機能誘導区域外における誘導施設の整備等の動きを把握

【対象行為】 都市機能誘導区域外の区域で、下に示す行為

設定外の誘導施設について、都市機能誘導区域内で、下に示す行為

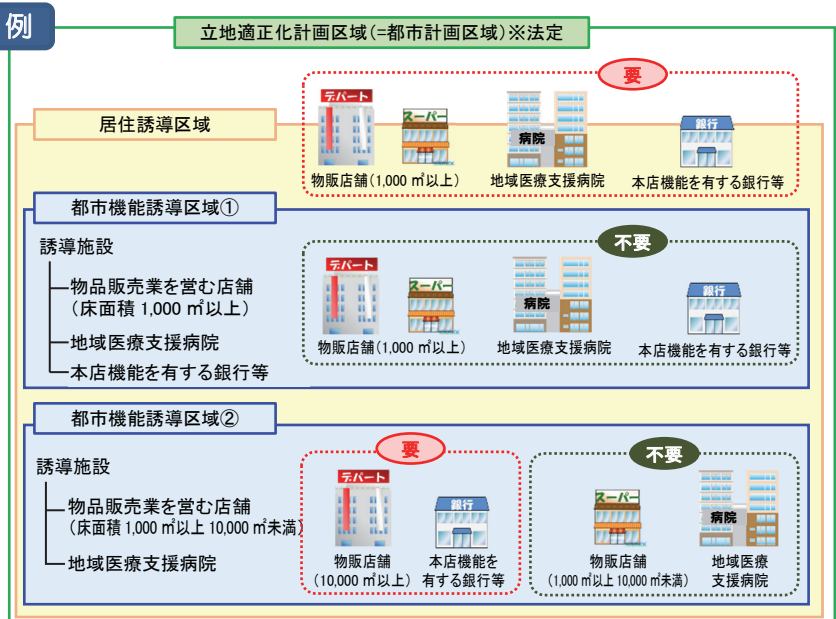
#### 開発行為

誘導施設を有する建築物の建築目的の開発行為

#### 建築等行為

- ① 誘導施設を有する建築物を新築しようとする場合
- ② 建築物を改築し、誘導施設を有する建築物とする場合
- ③ 建築物の用途を変更し、誘導施設を有する建築物とする場合

例



※「床面積」…建築基準法施行令第2条第1項第3号に規定する床面積  
 ※ 都市計画法等の法令に基づき立地の制限のある地域はこれに従います。

○誘導施設の休廃止に関する届出

【目的】 都市機能誘導区域内における誘導施設の休廃止の動きを把握

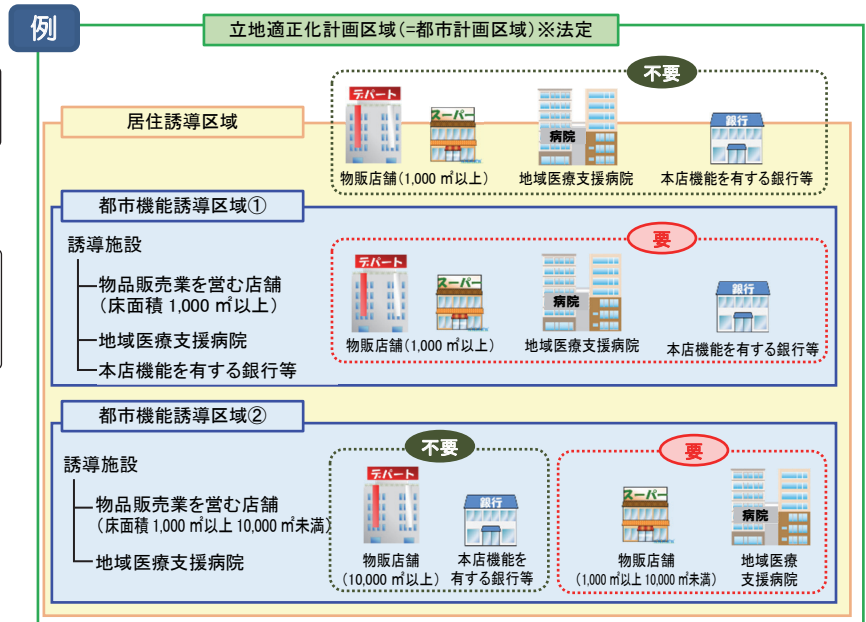
【対象行為】 都市機能誘導区域内の区域で、下に示す行為

休止行為

誘導施設の事業を休止しようとする場合

廃止行為

誘導施設の事業を廃止又は誘導施設を有する建築物を解体しようとする場合



※「床面積」…建築基準法施行令第2条第1項第3号に規定する床面積